

葉山町学校給食用物資納入業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、葉山町（以下「町」という。）が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の納入に関して、学校給食の安全安心な提供を行うため、給食用物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、給食用物資の納入業者の登録について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「給食用物資」とは、「物資規格」に定める内容を満たした物資をいう。

(登録)

第3条 納入する者は、本要綱に基づき、葉山町学校給食用物資納入業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録された者（以下「登録者」という。）とする。ただし、名簿への登載は常時的な発注を確約するものではない。

2 地産地消を目的に町内業者から物資を納入する場合など、学校給食の目的を達成するために必要と認められる場合は、登録者以外から給食用物資を納入できる。

(登録の区分)

第4条 登録は、取扱物資区分により行うものとする。登録の区分は、A登録もしくはB登録とし、複数の区分の登録も可能とする。

(配送先)

第5条 納入業者の配送先は、別表第1に掲げる各学校とする。

(登録の基準)

第6条 登録希望者は、次の基準を満たしているものとする。また、別に定める取扱食材区分ごとの「物資規格」も併せて遵守するものとする。

- (1) 学校給食が、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを理解していること。
- (2) 神奈川県内に本店、支店、営業所、工場、その他の固定した施設を有していること。
- (3) 食品に関する営業実績が継続して2年以上あり、経営状況が良好であること。ただし、登録者が新たに会社を設立した場合は、この条件を満たしているものとみなす。
- (4) 納税義務が履行されていること。

- (5) 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、配送車両その他の設備を有し、品質管理が適正に行われていること。
- (6) 食品の製造加工に係る場合は、従業員の腸内細菌検査を1か月に1回以上実施し、その結果を遅滞なく提出できること。
- (7) 町から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。
- (8) 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。
- (9) 食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (10) 学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

(登録の申請)

第7条 登録希望者は、葉山町学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、申請するものとする。ただし、食品営業許可業種でない場合においては、第2号及び第3号に掲げる書類は不要とする。

- (1) 営業を行っていることを明らかにする書類
- (2) 食品営業許可証の写し
- (3) 直近の食品衛生監視票及び申請以前2か月以内の従業員の腸内細菌検査結果証の写し
- (4) 納税証明書又は完納証明書（個人の場合は住民税、法人の場合は法人住民税）
- (5) 誓約書（様式第2号）

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、2年以内とする。

(審査登録)

- 第9条 町は、第7条の規定による登録の申請があった場合は、申請書類の内容を審査し、妥当と認めるときは、名簿に登録する。
- 2 前項の規定による審査の結果を葉山町学校給食用物資納入業者登録・不登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。
 - 3 有効期間中、登録者の商号又は名称、所在地又は住所、代表者氏名等及び登録の区分について町ホームページにおいて公表するものとする。

(契約の締結)

第10条 町は、登録者と葉山町学校給食用物資供給契約書（様式第4号）により契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約は、登録後速やかに行い、有効期間中、年度ごとに更新するものとする。
- 3 A 登録のうち価格の変動が著しいなど、年間契約が困難となった給食用物資については、小学校の学期ごとに見積書を提出させることができる。

(登録の変更)

第 11 条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき又は名簿登録を廃止しようとするときは、葉山町学校給食用物資納入業者登録事項変更・廃止届（様式第 5 号）を速やかに町に提出するものとする。

(発注、納入等)

第 12 条 給食用物資の発注、納入等については、別に定めるものとする。

(処分等)

第 13 条 町は、納入業者が不良品を納入し、又は納入食材により健康被害が発生することにより学校給食に支障が生じる又は生じさせる恐れがある場合及び納入業者が物資納入時に事故等を発生させた場合、別に定める「葉山町学校給食用物資納入業者処分要領」に基づき、措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定により講ずる措置が決定したときは、葉山町学校給食用物資納入業者処分決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

(みなし規定)

第 14 条 次の納入業者は、名簿に登載されたものとみなす。

- (1) 公益財団法人神奈川県学校給食会

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

別表第 1

葉山小学校 葉山町堀内 2050-1	葉山中学校 葉山町堀内 2247-2
上山口小学校 葉山町上山口 158	南郷中学校 葉山町長柄 1835
長柄小学校 葉山町長柄 130	
一色小学校 葉山町一色 1060	